

有馬富士公園 管理水準書

令和2年8月

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所

兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課

目 次

公園の概要	1
I 管理方針	2
1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守	2
2. 施設管理方針	3
3. 運営管理方針	3
II 維持管理	4
1. 植物管理	4
第1節 樹木管理	4
第2節 芝生管理	6
第3節 花壇管理	8
第4節 草地管理	9
2. 施設管理	9
第1節 日常点検	9
第2節 定期点検	10
第3節 法定点検	11
第4節 施設修繕	12
第5節 モニュメント管理	12
3. 占用施設について	12
4. 清掃	13
第1節 建築物等清掃	13
第2節 園内清掃	13
III 運営管理	16
1. 管理体制	16
2. 安全巡視等	16
3. 利用の指導・運営	16
4. 利用料金等の徴収	17
5. 利用の許可	17
6. 利用の増進及び住民参画の取組み	18
IV 緊急時の対応	27
1. 災害・事故への対応	27
2. 警備	28
3. 損害保険等への加入	28
V その他	30
1. 県への報告	30
2. 県への損害賠償	31

3. 有馬富士公園内での施設整備計画	31
VI 参考	31
1. 指定管理業務以外の業務	31

有馬富士公園 管理水準書

公園の概要

公園名 : 兵庫県立有馬富士公園 (広域公園)

所在地 : 三田市福島、大原及び尼寺

開園面積 : 178.2ha (出合いのゾーン 71.2ha、休養ゾーン 13.5ha、山のゾーン 93.5ha)

概要 : 有馬富士公園は阪神北部の三田市に位置する計画面積 416.3ha の県内最大級の広域公園で、古くから景勝の地として有名な有馬富士と福島大池、昭和 63 年に完成した「青野ダム」の湖水域を中心に、「みんなでつくるふるさと公園」をテーマに整備を進めてきた。

平成 13 年 4 月にエントランスにあたる出合いのゾーン 65.5ha を当初開園し、平成 17 年 4 月にあそびの王国 5.7ha、平成 18 年 10 月に休養ゾーン 3.8ha、平成 19 年 5 月に大芝生広場 10.1ha、平成 21 年 3 月に山のゾーン 90.1ha を追加開園した。平成 23 年 3 月には一部区域変更を行い、平成 22 年度末の全体開園面積は 178.2ha となっている。

本公園は、県立人と自然の博物館との連携により、参画と協働型の整備運営を目指し、県立都市公園ではじめて県、人と自然の博物館、三田市、学識経験者、住民代表で構成する「有馬富士公園運営・計画協議会」を設置し、県民とのパートナーシップによる公園づくりを進め、今日では、都市公園における住民参画のモデルとして、本県のみならず、全国的に注目されるまでになった。

また本公園は、公園の位置づけを「自然環境と芸術が織りなす新たな芸術文化を創造する公園」とし、アートコラボ事業を展開することとしているほか、「子育て支援施設の整備、ソフトの推進」、「地域が子どもを育む公園づくり」などに取組んでいる。

主要施設 : 資料編 (P. 1, 2) 参照

利用状況 :

年間利用者数 : 約 78 万人の年間の利用がある (令和元年度実績)。利用は、3~5 月と 9~11 月の気候のよい月には利用者が多く、その反面 7~8 月及び 12~2 月など暑さや寒さが厳しい時期には減少している。

利用者傾向 : 利用は、散策、レクリエーション、自然観察、各種利用体験で、家族連れ、グループが多く見られる。昼時から午後にかけて利用のピークがある。オープン当初より推進している「県民の参画と協働」のモデル公園として、ありまふじ夢プログラム等での実践に取り組んできたことから、一般来園者に向けたプログラムの提供など様々なボランティア活動が行なわれている。あそびの王国の供用後は、それまでの自然派、アウトドア派に加え、子供づれにも支持され利用者数の増加とともに利用者層に広がりが出てきている。

I 管理方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、平成 28 年 6 月に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行うこととしている。

指定管理者は、この基本方針を踏まえた都市公園の管理運営を行うこと。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は兵庫県のホームページを参照すること。

HPアドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

〈兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画〉

I 活力あふれる地域づくりに資する公園

- ①地域の活性化をもたらす公園づくり
- ②地域文化の保全・継承、新たな芸術文化を創造する公園づくり
- ③元気で健康的な生活に資する公園づくり

II 子育てに資する公園

- ④子育て世代を支援する公園づくり
- ⑤子どもを育む公園づくり
- ⑥3世代が楽しめる公園づくり

III 環境との共生に資する公園

- ⑦自然環境等を守り・生かす公園づくり
- ⑧環境との共生を学ぶ場としての利活用

IV 安全安心な地域づくりに資する公園

- ⑨安全な暮らしを支える防災拠点としての利活用
- ⑩安心地域づくりに役立つ公園づくり
- ⑪誰もが楽しく安心して利用できる公園づくり

V 持続可能なパークマネジメントの推進

- ⑫効率的な老朽化対策の計画的な推進
- ⑬社会変化を踏まえたリノベーション等の推進
- ⑭施設間連携、民間活力等の連携による効率的・効果的な事業推進
- ⑮より良いサービスを提供する管理運営体制等の工夫
- ⑯県民の参画と協働の活動を推進する仕組みの工夫
- ⑰効果的な広報の推進
- ⑱公園づくりの評価等の推進

2. 施設管理方針

本公園は、貴重な動植物等豊かな自然環境等に恵まれていることなども踏まえ、園地や植物の管理については、管理水準書を基にそれぞれの特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行う。

また施設や設備については、遊びの王国等子供から大人まで楽しめる施設等を有している公園であることから、すべての利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行う。

なお、県民による公園の運営を目指し、夢プログラムやフェスティバル、フォーラムなど多様なプログラムを実施している公園であることから、施設管理においても、積極的なイベント・プログラムの導入など参画と協働のモデル公園としてさらなる発展を目指すとともに、当公園は県地域防災計画の広域防災拠点の候補地や環境省の里地里山保全再生モデル事業区域、本県のひょうごグリーンスクールのモデルフィールドとして指定されており、こういった役割等を認識し運営管理と組み合わせた取り組みを推進する。

3. 運営管理方針

利用者の満足度を高め、期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れ、すべての利用者に対して平等かつ公正な態度で運営を行う。

運営管理にあたっては、災害時の利用者の安全の確保など、防災対策にも十分な配慮をするとともに、環境対策にも重点的に取り組む。

運営管理における住民参画の取り組みなどのソフト施策を含む公園に関連する活動状況等広くPRする。

世代間等の交流等を推進するとともに関連施設、人と自然の博物館、三田市、住民団体、風のミュージアム、野外活動実施団体等との連携や、多彩なプログラムの発展・継承など住民参画の場のさらなる提供やこれら公園活動を支える人材の育成等住民参画をさらに推進する。

Ⅱ 維持管理

1. 植物管理

第1節 樹木管理

公園利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。

1.1 管理対象範囲

公園全域の樹木を対象とし、樹木管理図（資料編 P. 6, 7）、樹木総括表（資料編 P. 8～11）を参照すること。

1.2 自然樹林管理（林地管理含む）

- (1) 公園の大部分を占める自然樹林については、原則として、風倒、腐朽等の危険木処理、樹林地管理において支障となる樹木の伐採以外は人為的な管理は行わないこと。

但し、平成 14 年 3 月有馬富士公園植生管理計画作成業務において、市民が目標植生を決定するエリアについてはこの限りではない。

- (2) 本公園では、野鳥、昆虫のために立ち枯れ木を残す場合もあるので、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士自然学習センター、住民活動グループと情報交換に努めること。

また、本公園の林地は、かつて薪炭林として利用されてきた経緯があり、今後、レクリエーションや自然教育としての機能が求められているため、兵庫方式*1の導入など、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士自然学習センター、住民活動グループ等と協議し、住民参画を中心とした管理を実施すること。

※1 兵庫方式とは：環境高林（里山を管理する際、皆伐せずに成長したコナラなどの高木や落葉低木を残して、ササ類や常緑樹を伐採する維持管理）を目指す里山管理の方法

- (3) かやぶき民家裏の「棚田・里山エリア」においては、良好な里山景観を保全し、その魅力を向上・発信するため、住民参画を中心とした低林管理による循環型の里山管理を段階的に進めるとともに、里山を活用した利用促進に取り組むこと。

※「棚田・里山エリア」とは棚田とその背景の樹林地帯を指す。（有馬富士運営・計画協議会において、棚田里山観察保全エリアとしてゾーニングされている。）

1.3 高木剪定

高木は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上剪定が必要なもののみにについて行うこととする。

- (1) 適用範囲：

〔	高木 3,200 本（出合いのゾーン）	〕
	高木 550 本（休養ゾーン）	

(樹木管理図(資料編P.6,7)に示す高木の範囲)

- (2) 頻 度：適宜(標準1回/年)
- (3) 高木剪定等における留意事項
 - ① 園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公園利用者の安全を確保する。
 - ② 道路等、周辺交通に対して影響のある樹木については、日常点検を行い、道路構造令等に示される建築限界等を侵さないよう剪定等の管理を行う。また周辺交通管理者から要請があった場合は、速やかに対応する。
 - ③ 隣接民地についても、上記と同様に樹木剪定を行う。
 - ④ 上記①～③の剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。
 - ⑤ 剪定枝は、チップ化、堆肥利用など適切に処分する。

1.4 中低木剪定

中低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

- (1) 適用範囲：

中低木 9,000 m ² /年	生垣 4,000 本/年 (出合いのゾーン)
中低木 240 m ² /年	(休養ゾーン)

(樹木管理図(資料編P.6,7)に示す低木の範囲)

- (2) 頻 度：適宜(標準1回/年)
- (3) 低木剪定等における留意事項
 - ① 樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。
 - ② 機械刈りを行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈後の安全に配慮する。
 - ③ 刈取った枝葉はチップ化、堆肥利用など適切に処分する。

1.5 施 肥

高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

- (1) 適用範囲：948 本(サクラ類) (その他樹木についても適宜実施すること)
9,240 m²(中低木)
- (2) 頻 度：適宜
- (3) 施肥実施における留意事項
 - ① 樹木の特性に応じ、適切な方法、時期、肥料の種類施肥を行うこと。

- ② 各種生態園においては、周辺樹林・池等の状況を観察し、施肥による影響が見られる場合には施肥を控えること。また、千丈寺湖周辺（休養ゾーン）については、基本的には控えることとする。

1.6 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め農薬の使用は極力控える。病虫害の発生場所、発生規模によりスポット的な散布により早急に対応する。

- (1) 適用範囲：948本（サクラ類）（その他樹木についても適宜実施すること）
- (2) 頻度：発生状況により適宜行う。
- (3) 薬剤散布に関する留意事項
 - ① 薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。
 - ② 薬剤の種類は、状況に応じて決定する。
 - ③ 事前に来園者及び周辺等にあらかじめ広報を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。
散布に際しては、周囲の対象植物以外にかからないよう十分注意して行う
 - ⑤ 本公園は、環境保全、環境学習の役割を担う公園であり、園内にはギフチョウ等様々な昆虫が棲息しているため、農薬の使用については、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士自然学習センター、住民活動グループ等と十分協議し極めて慎重に行うこと。特に生態園においては、原則的に農薬は使用しないこと。チャドクガ発生など特に必要な場合には、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士自然学習センター、住民活動グループ等と対応を協議すること。
 - ⑥ 千丈寺湖周辺（休養ゾーン）については、原則的に農薬は使用しないこと。
ただし、チャドクガ発生など特に必要な場合には、対象を限定し、最低限使用すること。

1.7 枯損木処理

枯損木処理にあたっては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行う。

第2節 芝生管理

草地の生態園、ガーデン階段下の芝生広場では来園者がお弁当を食べるなど様々な活用がなされており、各エリアの利用状況に応じて、芝刈り、施肥、エアレーション、目土、灌水、養生等の作業を適切に行い管理する。

2.1 芝生管理対象

- (1) 適用範囲：芝地草地管理図（資料編 P.12, 13）参照

(2) 面積：

	対象エリア	面積
1	草地の生態園、調整池（出合いのゾーン）	9,500㎡
	あそびの王国（出合いのゾーン）	11,300㎡
	大芝生広場（休養ゾーン）	32,000㎡
	ピクニック広場（休養ゾーン）	4,400㎡
2	駐車場（出合いのゾーン）	19,200㎡
	駐車場（休養ゾーン）	5,000㎡
3	園路沿い（出合いのゾーン）	7,200㎡

(3) 頻度：

- ①芝刈
出合いのゾーン：3回/年
休養ゾーン：3回/年
- ②芝施肥：適宜
- ③エアレーション：1回/年
- ④目土掛け：1回/年
- ⑤ブラッシング：1回/年
- ⑥除草：適宜
- ⑦灌水：適宜

2.2 管理内容

それぞれの芝生地の整備目的および利用状況を勘案し、管理目標に応じた管理を行う。

	対象エリア	利用状況	管理目標
1	草地の生態園、調整池、あそびの王国 芝生広場 湖面一体利用ゾーン	休憩場所として利用される。また、軽スポーツや子供の遊びに利用される。	座ったり寝転んだりしても快適であり、利用状況に応じた補修等が必要である。
2	駐車場 （第2駐車場の車路を除く駐車スペース、第3及び臨時駐車場、休養ゾーン駐車場）	平日利用は第2駐車場まで、第3及び臨時駐車場は、土日祭日利用が多い。	駐車スペースの緑化目的で植栽されている。駐車に支障ない芝高の維持と利用圧の修復。
3	園路沿い	まれに休憩場所としての利用がある。	修景的に美しいことが望まれる。

2.3 芝生管理における留意事項

- ① 芝刈り作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。
- ② 樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- ③ 施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。また、千丈寺湖周辺（休養ゾーン）については、基本的には控えることとする。
- ④ 芝カス、エアレーションコアなどは快適な公園利用に支障を及ぼさないように適切に処分する。
- ⑤ 目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを使用する。必要に応じてふるい分けしたものを使用する。

第3節 花壇管理

景観的配慮等快適な公園環境を維持すべく適切に花壇管理を行う。

3.1 適用範囲

公園内の花壇

3.2 花壇点検

- (1) 点検頻度：適宜
- (2) 方法：巡回時に、主として目視により点検する。

3.3 花壇材料一般

- (1) 花壇はデザイン・色調に十分配慮し、適正な品種の植え付けを行うこと。
- (2) 花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形態のものを使用する。
- (3) 球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。
- (4) 人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。

3.4 灌水

- (1) 頻度：適宜
- (2) 方法：品種や気候に応じて適切な灌水を行うこと。

3.5 植付

- (1) 頻度：春（3～5月）夏（6～8月）秋（9～11月）冬（12月～2月）
の4回／年

3.6 施肥（元肥）

- (1) 頻 度：植付に同じ
- (2) 方 法：品種に応じて適切な量の施肥を行うこと。

3.7 花殻摘み

- (1) 頻 度：適宜
- (2) 方 法：花付きを良くし、開花期間が長くなるよう適切に行う。

3.8 除草

- (1) 頻 度：植付に同じ
- (2) 方 法：根より抜き取る。除草した雑草は、すみやかに処理する。

第4節 草地管理

景観の配慮、利用状況を踏まえ快適な公園環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

4.1 草刈り

- (1) 適用範囲：芝地草地管理図（資料編 P. 12, 13）参照
- (2) 頻 度：

機械除草	3回／年間	(37,500 m ² /回)	}	出合いのゾーン
人力抜根	2回／年間	(11,200 m ² /回)		
機械除草	3回／年間	(6,500 m ² /回)		休養ゾーン

4.2 草刈を行ううえでの留意事項

- ① 樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
- ② 樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。またそれらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ③ 刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
- ④ 草刈り作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

2. 施設管理

公園施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公園を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法定点検及び施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては「公園施設の点検表」を指定管理者において作成し、管理を行う。

第1節 日常点検

1.1 対象範囲（別紙、資料編の図面等参照）

- (1) 建築物（出合いのゾーン：パークセンター、かやぶき民家、倉庫、便所6箇所）
（休養ゾーン：便所2箇所、休憩施設「風の庵」、倉庫、ステージ）
- (2) 工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、遊具、柵類、案内板、公園全域の工作物）
- (3) 雨水排水・利用設備（雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設）
- (4) 汚水排水設備（汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設）
- (5) ガス設備（ガス管等、公園全域のガス設備施設）
- (6) 給水設備（給水管等、公園全域の給水設備施設）
- (7) 電気設備（照明灯、キュービクル（受変電施設）等公園全域の電気設備施設）
- (8) 消防設備
- (9) 自動扉設備
- (10) 放送設備
- (11) 空気調和設備
- (12) 給湯設備
- (13) 水景設備
- (14) その他

1.2 頻 度 1回/日

（遊具については少なくとも1週間毎に打診・聴診等の点検も併せて行うこと）

1.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準」JPFA-S:2014（一般社団法人）日本公園施設業協会に準じ行うこと。
- (2) ガス漏れ等の異常を発見した時は、直ちにガス供給者に連絡し、適切な処置を行うこと。
- (3) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (4) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。
- (5) 休養ゾーンの倉庫については、出合いのゾーンの倉庫同様、倉庫内の備品（ステージ部材他）についても管理を行い、イベント時等に対応すること。

第2節 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または、用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断を行うこと。

2.1 対象範囲（別紙、資料編の図面等参照）

- (1) 建築物（出合いのゾーン：パークセンター、かやぶき民家、倉庫、便所6箇所）

- (休養ゾーン : 便所2箇所、休憩施設「風の庵」、倉庫、ステージ)
- (2) 工作物 (休憩所(あずまや等)、ベンチ、遊具、柵類、案内板、公園全域の工作物)
 - (3) 雨水排水・利用設備 (雨水・排水管等、公園全域の雨水排水施設)
 - (4) 汚水排水設備 (汚水・排水管等、公園全域の汚水排水施設)
 - (5) ガス設備 (ガス管等、公園全域のガス設備施設)
 - (6) 給水設備 (給水管等、公園全域の給水設備施設)
 - (7) 電気設備 (照明灯、キュービクル (受変電施設) 等公園全域の電気設備施設)
 - (8) 消防設備
 - (9) 自動扉設備
 - (10) 放送設備
 - (11) 空気調和設備
 - (12) 給湯設備
 - (13) 水景設備
 - (14) その他

2.2 頻 度 2回/年 (ただし、雨水排水設備、給水設備については、1回/年)

2.3 留意事項

- (1) 遊具については、「遊具の安全に関する規準」JPFA-S:2014 (一般社団法人) 日本公園施設業協会に準じ行うこと
- (2) 点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。
- (4) 休養ゾーンの倉庫については、出会いのゾーンの倉庫同様、倉庫内の備品 (ステージ部材他) についても管理を行うこと。

第3節 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

3.1 対象法令

- (1) 建築基準法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 水道法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (7) その他関係法令

3.2 頻 度

各法令等に基づく頻度

3.3 留意事項

- (1) 電気事業法第43条第1項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること
- (2) 専門業者等により公園内の低圧電路の絶縁状態を常時監視すること。
- (3) 点検により異常が発見された場合は、速やかに必要な修繕等の措置を講じるとともに、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

第4節 施設修繕

施設の破損等の異常を発見した時は、日常的な維持管理に必要な修繕※1を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕※2が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保する。指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、募集要項に示す「責任分担表」の通りとする。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、または責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷部分または機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」とする。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

※3 休憩施設「風の庵」については、第4節の規定にかかわらず、施設の破損等の異常を発見したときは、応急措置をするとともに県に報告すること。

第5節 モニュメント管理

5.1 対象範囲

風のミュージアム（別紙、資料編の図面等参照）

5.2 モニュメントの日常点検・定期点検

- (1) 日常点検 頻度：1回/日（目視点検）
- (2) 定期点検 頻度：2回/年
- (3) 専門点検 頻度：1回/年
- (4) 留意事項：専門点検の実施にあたっては、寄贈者と協議の上実施すること。

施設の破損等の異常を発見した時は、県と協議のうえ修繕等を行う。

里山風車については、風車内にある備品も管理すること。

3. 占用施設について

占用施設は公園台帳等により確認のうえ、管理区分を把握する。

占用施設は占用者が管理を行う。指定管理者が占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保するとともに、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

第1節 建築物等清掃

1.1 パークセンター、倉庫、かやぶき民家 等

(1) 頻度：パークセンターは、1回/日

倉庫、茅葺き民家等にあっては利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。

(2) 内容：利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の日常清掃および、ワックスがけ、窓拭き等必要な定期清掃を行う。

1.2 便所 9箇所

[パークセンター1箇所、園内8カ所（出会いゾーン6箇所、休養ゾーン2箇所）]

(1) 頻度：1回/日

(2) 内容：利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレットペーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。また定期的に施設の消毒を実施する。

1.3 休憩施設「風の庵」

(1) 頻度：利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。

(2) 内容：屋外については、必要に応じゴミ拾い、掃き掃除、ベンチの拭き掃除を実施。屋内については、利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため利用時に必要に応じ、床の掃き掃除、水回りの清掃等を行うこと。

1.4 工作物清掃

(1) 適用範囲：公園全域の工作物

(2) 頻度：利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う。

(3) 方法：工作物周辺のゴミ拾い、掃き掃除を実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、パーゴラや照明器具等周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

第2節 園内清掃

2.1 園内清掃

(1) 適用範囲：公園全域（清掃区域図（資料編P.14,15）参照）

面積：

	出合いの ゾーン	休養ゾーン	山のゾーン	合計
園路	59,000㎡	10,400㎡	3,100㎡	72,500㎡
広場	19,000㎡			19,000㎡
芝生草地	41,000㎡	32,000㎡		73,000㎡
田畑	43,000㎡			43,000㎡
樹林地ほか	364,800㎡	51,000㎡	879,000㎡	1,294,800㎡
法面	55,000㎡	16,200㎡		71,200㎡
遊具施設	1,850㎡			1,850㎡
水面	101,000㎡	600㎡		101,600㎡
駐車場	27,200㎡	1,900㎡		29,100㎡

(2) 頻 度：利用状況に応じて適宜

(3) 方 法：

① 園内清掃

園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、指定箇所への運搬、分類をし、可燃物及び不燃物については、所定の場所への運搬を行う。

清掃及びゴミの集積回数は、公園利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。但し、運搬回数は、ゴミの堆積量に応じ、県の了解を得て行う。

なお、このうち落葉等の有機物については、県の指示に従い、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

② ゴミ処分

ゴミの運搬回数は、ゴミの量に応じて行う。目安として1回/週ゴミの処理については、三田市指定業者に委託し、事業所系一般廃棄物として適正に処理すること。

2.2 水景施設清掃

(1) 適用範囲：530 ㎡

(2) 頻 度：6回/年

(3) 方 法：作業前日に、各部の排水を行い、汚れのひどい箇所等の点検を行う。

作業日は、落葉・石積の苔等を取り除いた後、汚れのひどい箇所については、下洗いを行った後、上流から下流に向かって丁寧に清掃する。また、各ポンプ類の目詰まり、ピット内壁面及び配管類等に付着している浮遊物等も丁寧に洗浄清掃する。

2.3 雨水排水施設清掃

- (1) 適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所
- (2) 頻 度：適宜、梅雨前、台風時期
- (3) 方 法：排水機能に支障が無いか点検し必要に応じて、泥上げ等の作業を行なう。

Ⅲ 運営管理

1. 管理体制

1.1 職員の待機

指定管理者が毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める業務時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低1名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。

2. 安全巡視等

2.1 パトロール及び交通整理

(1) 適用範囲：公園全域

(2) 方法：安全で快適な公園利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修に努め、措置を講じるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

適切に公園が利用されているか、または他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないか、山のゾーンについては、園路周辺樹木の枯死状況、落石、階段の老朽状況などに注意してパトロールを行う。また、山のゾーンの園路は、三田市有馬富士公園内の園路と接続していくことから、通行状態等についての連絡体制を整備し、相互の安全管理に努める。

イベント等開催時には、警備・交通整理等を必要に応じて行うこと。

2.2 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報・誘導、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県に報告すること。

また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えなければならない。

AEDは、現在、パークセンターとかやぶき民家の2ヶ所設置しており、救急対応に努めること。

3. 利用の指導・運営

3.1 施設利用方法の指導

会議室の有料施設および公園内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

3.2 多目的ホール、会議室の運営

兵庫県立都市公園条例及び兵庫県立都市公園施行規則に基づき適切に運営を行

う。

- (1) 期 間：1月4日から12月28日まで。
- (2) 利用時間：供用開始時刻から供用終了時刻まで
- (3) 施設利用予約等について

窓口受付の他、利用者がインターネット等（インターネット及び携帯電話）により公園施設の利用予約が可能なシステムを導入すること。（公財）兵庫県園芸・公園協会が運用する施設予約システム（<http://www.hyogo-park.or.jp/yoyaku/#>）に参加することは可能であるが、その場合応分の負担が必要となる。

3.3 休憩施設「風の庵」の運営

「風の庵」は、休養ゾーン内の風のミュージアムに設置されている休憩施設であり、作品等に関する情報提供を行う機能を期待するものである。

このため、主に週末休日に、屋内施設を開放・運営し、風のミュージアムの広報等施設の利用を促進するための活動を行うこと。また、休憩施設利用者数及び運営上の気づいたこと等を記録し報告すること。

なお、運営にあたっては、「風ミュ実行委員会」と調整を図ること。

4. 利用料金等の徴収

兵庫県都市公園条例及び兵庫県立都市公園条例施行規則に基づき適切に運営を行う。利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

4.1 適用範囲

- (1) 会議室A
- (2) 会議室B
- (3) 多目的ホール

5. 利用の許可

5.1 施設利用の承認

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、同規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

【兵庫県立都市公園条例施行規則第6条（抄）】

第1項、第2項 略

第3項 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、有料公園施設の利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 公園施設又は都市公園の設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益に

なるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があるとき。

第4項 知事は、有料公園施設利用申込書の提出があつた場合において、利用の承認をしたときは、有料公園施設利用承認書を当該申込みをした者に交付するものとする。

第5項 第1項の本文の場合において、2以上の者から有料公園施設の利用の申込みがあつたときは、知事は、抽選により施設の利用者を決定し、利用の承認をするものとする。

第6項 知事は、有料公園施設を別に定める競技会等のために利用する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該施設の利用日の属する年度以前においても利用の承認をすることがある。

5.2 占用の許可及び行為の制限

兵庫県立都市公園条例施行規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、兵庫県立都市公園条例第4条第1項第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行うものとする。

6. 利用の増進及び住民参画の取組み

6.1 有馬富士公園の運営に関する目標

本公園における住民参画の取組みについては、次の目標を掲げている。本公園の管理にあたっては、これを継承・発展させていかななければならない。

- (1) 余暇時間の拡大と自己実現要求の増大に伴い、社会性ある活動に参加する意欲を持つ人のニーズに応えられるような公園運営のシステムを構築する。
- (2) 公園利用者には、ゲストとホストが含まれており、今後は従来型のゲスト的な公園利用者に加えてホスト的な役割を担う公園利用の形態が生じると考えられる。その際、ゲストが望めばホストになれるようなしくみをつくる。
- (3) 公園関係者が視察に来るような「名所」となる公園づくりを目指し、きっかけづくり、ひとづくり、しくみづくりを公園利用者と模索しながら進める。

6.2 県立人と自然の博物館等との連携

(1) 県立人と自然の博物館

有馬富士公園では、県立人と自然の博物館との連携により、後述する協議会の設立、参画と協働を推進する仕組みや人材育成を実施、発展させてきた。指定管理者になっても、人と自然の博物館を重要なパートナーであることを認識し、良好な関係を築き、連携を強化発展させること。

(2) 三田市有馬富士自然学習センター

本施設は、出合いのゾーンにあり、都市公園法の設置許可により、三田市が設置した子供のための自然体験学習施設である。本施設についても、開園当初から、人員交流、施設の相互利用、プログラムの実施協力など様々な面で連携関係にある。指定管理者にあっても、これを継承し、連携を強化発展させること。

(3) 三田市有馬富士共生センター

本施設は、休養ゾーンにあり（公園区域外）、三田市が設置した里山をテーマとした体験学習機能と集会所的機能を持つ施設である。休養ゾーンにある唯一の建物であり、公園の管理・運営上、相互協力が欠かせない。指定管理者は、この施設についても、有馬富士公園の施設の一つとして、相互連携を図ること。

なお、(2)(3)は三田市の施設であっても、来園者にとっては、有馬富士公園の施設であるので、相互の施設やイベント等の情報交換につとめ、来園者の問い合わせに対しては、ワンストップサービスの姿勢で臨むこと。

6.3 県民参画型組織「有馬富士公園運営協議会」について

(1) 設置目的

有馬富士公園では、公園近傍にある県立人と自然の博物館と連携し、県民の参画と協働による新たな県立公園づくりを進めるため、他の県立公園に先がけ平成12年度に「有馬富士公園運営・計画協議会」（以降、協議会という）を設立した。同協議会では、参画と協働の仕組みづくりや、パートナーとなる人材の養成、住民の自主企画運営プログラムである夢プログラムなど様々な取組を実践するとともに、住民間の交流の推進、湿地の保全と活用などの課題に取り組んできた。

平成29年度には、公園を取り巻く環境の変化を踏まえた、今後の公園運営の方向性を議論する場として、より一層の参画と協働の推進を図るため、同協議会の体制を変更し、「有馬富士公園運営協議会」（以降、協議会という）を設立している。

本公園の指定管理者は、この協議会の構成員と以下事項を実践し、事務局として運営を担うものとする。

- ① 本管理水準書の6.1に掲げた目標を共有し、それを発展させるよう取り組むこと。協議会のこれまでの取り組み状況については、「ありまふじ読本」に記載されている。なお、「ありまふじ読本」は有馬富士公園パークセンター、宝塚土木事務所三田業務所、兵庫県庁公園緑地課で閲覧できる。
- ② 公園づくりに関連する情報や取組み内容を共有し、それぞれの活動に活かすこと。
- ③ 協議会を円滑に運営するため、協議会での課題を継続的に検討・実践する企画調整会議を設置する他、必要に応じ部会を設置する。指定管理者は速やかな課題解決に向け積極的に協力すること。

(2) 組織

- ① 協議会の構成員について

- ・ 構成員は、夢プログラム関係者、住民委員、学識経験者、県立人と自然の博物館、三田市、兵庫県、園内設置許可施設管理者及び指定管理者とする。
- ・ 令和3年度は、公募による住民委員を除き、令和2年度の構成員を引き継ぐこと。以後の構成員の選定にあたっては、事前に県及び県立人と自然の博物館と協議・調整すること。

② 指定管理者の役割

指定管理者は、事務局として協議会の企画・運営・連絡調整を行う。

(3) 役割

- ・ 「公園づくり」に関する公園管理者及び指定管理者等への提案、助言。
- ・ 「公園づくり」に関する企画及びプログラムについての提案、助言、承認。

(4) 開催頻度

- ・ 協議会は、年2回程度開催すること。（9月、2月の開催を基本とする）
- ・ 日程調整は、指定管理者（事務局）が行うこと。
- ・ この会議の運営にかかる費用は指定管理者（事務局）が負担すること。

(5) 企画調整会議について

1) 企画調整会議の役割

- ・ あらたな参画と協働の手法の検討
- ・ 協議会等の提案実現に向けた各種プロジェクトの調整、サポート
- ・ 「夢プログラム」のサポート
- ・ 有馬富士公園の関係機関（三田市関係機関、他県立公園等）のネットワークの強化
- ・ ハード面・ソフト面の要望の調整
- ・ 勉強会の実施を通じて、公園の将来像を探求する場の提供

2) 構成員

① 定例会コアメンバー

- ・ 夢プログラム有志、住民委員有志、県立人と自然の博物館、県、三田市、指定管理者等

② アドバイザー

- ・ 協議会の学識経験者委員の方々

※ その他、有馬富士森林公園管理者（三田市農村整備課）、千丈寺湖畔の公園管理者（三田市公園みどり課）とも適宜連絡し調整する。

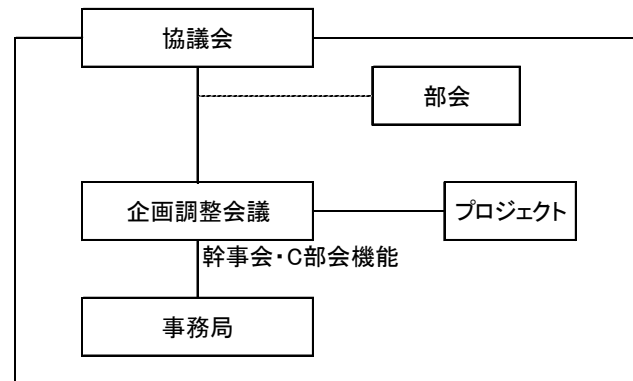
3) 開催頻度

- ・ 年4回程度の定例会を開催すること。
- ・ 日程調整は、指定管理者（事務局）が行うこと。
- ・ この会議の運営にかかる費用は指定管理者（事務局）が負担すること。

4) 指定管理者の役割

- ・ 指定管理者は、企画調整会議の企画・運営・調整等のコーディネーター

を行うこと。



6.4 参画と協働による公園運営を促す事業の企画及び実施

有馬富士公園では、公園運営へ住民が主体的に参画する仕組みとして以下のような取組みを実施している。指定管理者においては、関係者の意見を反映し、更なる効率的・効果的な運営をめざし、本管理水準書の施設管理方針、運営管理方針に則り、参画と協働の事業の企画・実施（企画に当たっては、運営上直面した問題点等を考慮し、既存の取組みの改良・改革等も望まれる）をしなければならない。

また、「協議会」等の提案による事業で、指定管理者の権限で実施可能なものについては、積極的に協力することとし、その他、指定管理者が独自に企画実施する新たな事業提案を期待する。

(1) 夢プログラム

① 夢プログラムとは

有馬富士公園を舞台に住民グループによる自主企画・運営プログラムである。

夢プログラムの趣旨

有馬富士公園運営・計画協議会では、県民・市民のみなさんが主人公となる公園運営を目指しています。みなさんは「来園者＝ゲスト」ではなく、ホストとなって私たちといっしょに子どもたちにプログラムを提供したり、自然環境を調べたり、公園を整備したり、将来のことを語り合ったりするにちがいません。今までにないコミュニティがここに生まれ、有馬富士公園は生き活きと成長してゆくのではないのでしょうか。

有馬富士公園を愛し、みなさんの心のふるさととなる公園づくりを担っていただける多くの方のお越しをおまちしています。

(平成 13 年 有馬富士公園運営・計画協議会)

- 1) 参加者の対象：自らプログラムを企画し、責任をもって実施できるグループ
(2人以上)
- 2) 条件：
 - ・ 営利を目的としないこと

- ・有馬富士公園で実施すること
 - ・広く県民・市民と対象に活動すること
 - ・所定の団体概要書・企画書・報告書を提出すること
 - ・来園者・来館者に対して、ホストとしてイベントを実施すること
 - ・年度末の夢プログラム屋台村（報告会）で発表すること
 - ・自立した活動ができること
- ※自律した活動とは～：自分たちで企画・運営ができること・自分たちで財源をまかなうことを意味する。

- 3) 位置づけ：プログラムは協議会により認証された活動（指定管理者の行う維持管理・運営事業と同等）とし、有馬富士公園パークセンター・三田市有馬富士自然学習センターの施設（部屋）や備品が無料で利用可能としている。
- 4) 登録費用：無料。交通費・保険料、その他各自負担（ボランティア保険は登録者各自加入を推奨）

【ありまふじ夢プログラム 令和元年度実績】

- グループ数：23 団体 企画数：151 件
- プログラムのべ実施日数： 1,132 日
- 実施スタッフ動員数： 1,056 人
- プログラム参加者数： 37,425 人

(2) ありまふじ里山クルー講座

有馬富士公園での活動を通じて、里山の魅力や重要性を広く県民に伝える活動や、生物多様性や景観の保全を考慮した里山の維持管理ができる人・グループの養成を目指す講座を実施すること。

①実施内容：里山に関する講義や様々な体験

夢プログラムの企画・準備・実施を体験しながら学ぶ講座

②対象：高校生以上

③実施主体：指定管理者が企画・実施。

内容は、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士自然学習センター、住民活動グループ等と協議し企画。

(3) ありまふじフェスティバル

夢プログラム関係者の交流の推進や、一般来園者への PR の推進を図るため、夢プログラム登録団体と協力し、ありまふじフェスティバルを企画・調整・実施している。

開催時期：春及び秋の2回を標準とする。

(4) ぬかるみの森実行委員会の実施

- ①趣旨：平成 21 年度に開園した山のゾーン内の谷部は、湿地が点在しており、サクラバハシノキやモリアオガエルなど貴重な動植物が生息しており、こ

の湿地のあり方について、協議会の議論に基づき、プロジェクトチームが結成され、制限付き立ち入り区域として、希少種を保護する方針となった

- ②指定管理者の役割：指定管理者は、保全活動、見学会の実施等、県立人と自然の博物館、三田市有馬富士学習センター等と協力して、この方針を遂行する。

(5) ありまふじ公開セミナー

- ①セミナーとは：有馬富士公園では、幅広い世代の学習と実践の場として活用してもらえるよう、また次世代のパークマネージャ育成のため、県立人と自然の博物館、公園、地域の大学が連携し、パークマネージメントセミナーを実施している。
- ②セミナーの主催：県立人と自然の博物館、県
- ③対象：高校生など学生を中心とする一般県民
- ④指定管理者の役割：セミナーの運営協力・PR等事業推進に関する事項を積極的に実施する。

(6) 環境学習プログラム

- ①趣旨：有馬富士公園は、平成19年度から実施される「ひょうごグリーンスクール」の里山学習体験のモデルフィールドに指定されている。指定管理者は、人と自然の博物館、三田市有馬富士学習センター、住民活動グループ等と連携し、あらかじめ、有馬富士公園で実施できる学習プログラムを準備し、これを積極的に受け入れるほか、各学校へのPRに努めること。

②指定管理者の役割：

- ・有馬富士公園で実施可能な環境学習プログラムを企画立案する。
- ・パンフレット、テキスト、ホームページを通じ、環境学習フィールドとしての有馬富士公園をPRする。
- ・ひょうごグリーンスクール等県の環境学習関連事業を積極的に受け入れる。
- ・近隣の小中学校の環境学習活動に対し積極的に協力すること。
- ・人と自然の博物館、三田市有馬富士学習センター、住民活動グループと連携し、公園のみならず地域の環境情報を収集する。

(7) 交流事業の実施

①フォーラム、サミット

有馬富士公園は、平成17年度の「ひょうご公園フォーラム in ありまふじ」、平成18年度の「公園サミット」の開催を通じ、県立各公園及び県内外の住民グループや公園運営に係わる人達との交流と情報交換を行うなど、参画と協働のモデル公園として、そのあり方を研鑽してきた。指定管理者にあっては、これを継承・発展させるよう、県立人と自然の博物館及び県と連携し、交流事業を

企画実施する。

②夢プログラム屋台村（報告会）

有馬富士公園では、人と人の交流を図るため、夢プログラム企画運営グループに対し、夢プログラム屋台村での活動の発表を義務づけている。指定管理者はこれを企画実施し、報告書を取りまとめる。

6.5 県民参画活動による公園施設の整備について

有馬富士公園では、協議会の提案にもとづき、観察園路整備など県民参画により施設整備を実施するなど、施設の計画と整備に関しても、県民が重要な役割を果たしてきた。指定管理者は、協議会の提案または県が実施する参画と協働型の施設整備について、これに積極的に協力すること。

6.6 参画と協働の推進セクション及びコーディネーターの設置

有馬富士公園では、従来より県民の参画と協働による公園運営を推進するためのセクションを設けてきた。指定管理者にあつては、協議会の運営、夢プロ等参画と協働による公園運営を促す事業を推進するため、このセクションを設け、コーディネーターを3人以上配置すること。

以下は参画と協働を推進するためにコーディネートが求められる主な事項の例示である。

- ・ 県立人と自然の博物館等との連携の推進
- ・ 協議会の運営と、協議会から出た意見の管理運営への反映
- ・ 夢プログラムの促進
- ・ 多様な市民参画、企業連携の推進
- ・ 公園の魅力・価値などを伝える広報 PR 活動
- ・ 風のミュージアム関連活動の促進と活動実施団体との連携

【有馬富士公園におけるパークコーディネーターのイメージは次を参考とすること】

- ①公園の「顔」として来園県民に顔を覚えてもらい、友達になり、県民の「自分たちの公園」意識を引き出すこと
- ②県民から公園に対する希望、要望などの本音を聞き出すこと
- ③おもしろい県民がいたら話し相手となり、これを励まし、良いアイデアを出してもらってイベントの企画リーダーになってもらうこと。
- ④パークコーディネーターは、月一度は自身の企画によりイベントのリーダーとなることが望ましい。
- ⑤全国、世界の公園情報に絶えずアンテナを向け、ときには有馬富士公園からも発信し、交流を深めること
- ⑥全国のまちづくり専門誌、ミニコミ誌、業界雑誌などへ発信し、見学会など積極的に誘致すること。（古河総合公園中村良夫先生資料から）

6.7 利用促進事業

指定管理者は、公園に対する県民のニーズを的確に把握したうえで、公園の魅力高め、県民の参画と協働の公園づくりに資する利用促進事業（指定管理業務の一環で行う、参画と協働又は、利用を促すプログラム・イベントであって、支出が収入を上回る事業）を積極的に実施すること。

指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。

6.8 広報活動

(1) 内 容：

- ①有馬富士公園のコンセプト、活動状況を広く広報すること。
- ②有馬富士公園の存在、施設内容を知らせること。
- ③ありまふじフェスティバル、夢プログラム、風のミュージアム関連イベント、自主開催イベント等公園で行われる催しを知らせること。
- ④休園日・利用時間・利用方法を知らせること。
- ⑤有料施設の案内・宣伝を行うこと。
- ⑥県立人と自然の博物館、三田市立有馬富士自然学習センター、三田市立有馬富士共生センターの催し、近傍の他の県立公園（丹波並木道中央公園、一庫公園等）、三田市の催し等についての情報収集に努め、相互発信に努めること。

(2) 方 法：

- ①パンフレット、リーフレット
 - ②ホームページ
- ※ ホームページについては、夢プログラムとして住民グループのホームページ

もあるので連携を図ること。

- ③ニュースレター等の編集発行（イベント情報等）
- ④SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑤公共の広報の活用
- ⑥その他、新たな広報手法の提案

(3) 有馬富士公園のあゆみの継承

有馬富士公園では、県民の参画と協働のモデル公園として、平成11年の以降の取り組みについて、「有馬富士公園のあゆみ」として編集し記録を重ねている。指定管理者にあっては、これを継承し、編集および記録を続けること。

IV 緊急時の対応

1. 災害・事故への対応

1.1 災害への対応

公園施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害の未然防止、被災の最小化に努め、災害発生時においては、適切かつ迅速な対応を行う。

(1) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを県担当部署の承認を得て策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容) 防災体制、連絡体制、職員行動計画、災害時の措置、二次災害の防止など

(2) 災害時の措置

- ① 県から発令される指令・指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し速やかに点検結果を取りまとめ資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、あらかじめ県の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(3) 災害復旧

① 応急対応

危険回避のために必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。

② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

1.2 事故への対応

(1) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、危険生物（マムシ、ヤマカガシによる噛傷、スズメバチ類の針傷等）への対応、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを県の承認を得て策定する。

①内容

人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画、事故時の措置など

②報告

重大な事故（公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者または死者の発生する事故）については、必ず宝塚土木事務所担当部署に報告、その他の事故については適宜報告する。

(2) 事故時の措置

- ① 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の処置をとらなければならない。
- ② 事故防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要であると認められるときは、あらかじめ県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ③ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

- (1) 緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。
- (2) 夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

1.4 災害・事故の際の公園施設の利用

本公園は、県地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられていることから、地震・台風・その他の災害が発生し、本公園を物資集配及び集結、宿泊基地の拠点として使用する必要があると県が判断した場合は、指定管理者はこれに協力すること。

また、事故等の発生により、地元自治体等から本公園施設の緊急離発着場等の活用にかかる要請があった場合、これに適切に対応すること。

1.5 その他

イノシシ等、鳥獣被害への適切な対応を主体的に務めること。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、パークセンター（管理事務所）等の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険等への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公園施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

また、施設の利用者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、都市公園の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、

損害保険の加入を義務づけることとする。

公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故当たり 500万円

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公園施設について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済に加入すること。

3.2.1 建物共済の対象施設

(1) 茅葺き民家

3.3 建物損害保険への加入

指定管理者は、休憩施設「風の庵」について、兵庫県を受取人とする損害保険（ガラス外壁等の破損に対応できるもの）に加入すること。

V その他

1. 県への報告

1.1 報告

- (1) 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同など現状を県に報告する。
- (2) 入園者数及び有料施設等の利用状況の報告を行う。
- (3) 各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出しなければならない。

① 日報

利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行っておくこと。

② 月報

入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

③ 年報

上記を月別にまとめたものを報告、提出すること。

④ 日入園者数の把握

有料施設の利用者数、駐車台数や必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

⑤ 利用者満足度調査

公園に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に活かすため、利用者満足度調査を毎年2回以上（イベント時に1日以上、通常時に1日以上）実施し、その結果報告すること。また、その結果を管理運営評価に反映すること。なお、調査項目、調査日については、県と協議の上決定すること。

⑥ 「子育て支援型公園」における利用者満足度調査

平成27年度に策定された「兵庫県地域創生戦略」アクション・プランで「子育て支援型公園」として位置づけられた有馬富士公園において、上記⑤のアンケートのうち、子育て世代*を抽出し、その満足度を報告すること。

※子育て世代：アンケート回答者の同伴者が家族かつ同伴者の年齢が小学生以下の場合及び回答者の年齢が小学生かつ同伴者が家族の場合

【目標調査数】

- ・子育て世代アンケート：100人

- ⑦ 自己評価
毎年度、管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告すること。
- ⑧ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。
- ⑨ 利用促進事業の内容及び収支について報告すること。
- ⑩ 収益事業の収益を指定管理業務に充当している場合は、内容及び収支を県に報告すること。

2. 県への損害賠償

2.1 損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

3. 有馬富士公園内での施設整備計画

3.1 地球アトリエ

県では、本公園休養ゾーンで展開している風のミュージアムをさらに活かすべく、新宮晋氏監修のもと、自然環境と芸術の融合をテーマとした「地球アトリエ」事業を推進している。指定管理者は、工事実施に伴う一般利用者への安全対策など同時業の推進に協力すること。

3.2 三田市地場産レストラン

三田市が、同公園出会いのゾーンに計画している地場産レストランの事業推進及び管理運営に協力すること。

VI 参考

1. 指定管理業務以外の業務

1.1 収益事業

指定管理者は、指定管理業務以外で、収益事業（利用促進事業に該当しない都市公園法及び兵庫県立都市公園条例で認められた範囲で、指定管理者が知事の許可を得て公園内において自らの責任で行う事業）を行うことができる。